

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特別障害者手当の認定	
根拠法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5 ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第1条第2項 ・ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第14条 ・ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年社更第162号 厚生省社会局長通知） 	
所 管 課	各区保健福祉総合センター 地域福祉課	
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の程度（昭和60年社更第162号 厚生省社会局長通知） ・ 堺市の区域内における住所の有無 ・ 受給資格者の年齢（20歳以上であること。） ・ 障害者支援施設若しくは障害者支援施設に類する施設（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第14条で定める施設）への入所の有無 ・ 病院又は診療所への継続した3か月を超える入院の有無 ・ 所得要件（法第26条の5並びに政令第11条及び第12条） 	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	